

法人役員等の報酬・手当に関する規程

第1条 本規程にいう役員等とは法人理事、評議員、評議員選任・解任委員および（以下役員等という）をいう。

第2条 役員等の報酬は、これを支弁しない。ただし、役員等には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第3条 役員等の執行業務に関して妥当性を欠く行為があったときは、業務の執行停止を求めるとともに、手当等の返還を求めることができる。

第4条 本規程にない問題についてはその都度理事会及び評議員会の協議を経て決定する。

附則 本規程は平成14年 4月 1日より施行する。
平成29年 6月 2日より一部改正
平成30年 3月 2日より一部改正